

令和6年度

第8回芽室町教育委員会会議  
(公開用)

令和6年9月27日

芽室町教育委員会

# 会 議 録

令和6年9月27日第8回芽室町教育委員会会議を芽室町役場地下会議室5・6で開催した。

○開会時間 15時50分

○閉会時間 16時25分

○出席委員 教育長職務代理者 鳥本和宏  
委員 福井栄子

○欠席委員 委員 松久大樹  
委員 土井慎悟

○出席職員 教育長 程野 仁  
教育推進課長 坂口 勝己  
生涯学習課長 江崎 健一  
教育推進課課長補佐 清末 有二  
生涯学習課図書館長 藤澤 英樹  
教育推進課教育推進係長 林 宏 明  
生涯学習課社会教育係長 藤村 学  
教育推進課教育総務係長 金 須 智 秋

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 教育長の報告
- 日程第3 報告第18号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第4 報告第19号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
- 日程第5 議案第29号 教育委員会委員の道内研修実施の件
- 日程第6 議案第30号 令和6年度全国学力・学習状況調査結果の広報誌掲載の件（非公開）
- 日程第7 議案第31号 芽室町奨学金貸付条例規則中一部改正の件
- 日程第8 議案第32号 芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例規則中一部改正の件
- 日程第9 議案第33号 芽室町図書館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件

◎日程第1「会議録署名委員の指名」

○程野教育長 本日の委員会の出席は3名であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に基づき、教育長及び在任委員の過半数が出席していますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより、第8回教育委員会会議を開会いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」について、芽室町教育委員会会議規則第16条に基づき、教育長及び会議で決めた委員1名とすることから、本会議の会議録署名委員は鳥本和宏教育長職務代理者とします。

◎日程第2「教育長の報告」

○程野教育長 日程第2「教育長の報告」であります。特に私からごいませんので各課からお願いします。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 教育推進課長です。

1 ページ(1)教育推進課所管事業の主なものについて御説明、報告させていただきます。

9月6日に、生産者と給食試食会を開催し、食農教育でお世話になっております指導農業士さんやJ Aめむろ職員をお招きしてめむろまるごと給食として、令和5年度北海道学校給食優秀賞メニューを試食いただきながら、給食の地元食材、地元農産物の利用の取り組み等について意見交換しております。

また、今月9月は、町議会定例会議の開催月でありました。9月3日初日には、教育委員会委員に係る人事案件、一般会計補正予算を提案し、原案を可決されております。

昨年度、令和5年度一般会計決算につきましては、9日と11日から13日に開催されました、予算決算特別委員会での審議を経て、9月25日最終日で認定されております。

また、18日と19日には一般質問があり、2名の議員から教育委員会に対する質問がございまして、教育長が答弁したところでございます。

教育推進課につきましては、以上です。

○程野教育長 生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 生涯学習課です。

2 ページ目になります。8月31日から9月1日にかけて、第37回発祥の地杯全国ゲートボール大会を開催し、今年はブラジルから9チームほど参加いただきました。全部で50チーム、291名の参加をいただいて、レセプション等を盛大に実施したところでございます。

続きまして、9月10日、オリンピック出場の永原和可那選手の帰町報告会、また、生涯学習課ではバトミントンクリニックを少年団と中学生を呼んで実施したところでございます。

生涯学習課は以上でございます。

○程野教育長 以上、報告といたします。

このあと、本日の会議は2件の非公開の日程がありますので、議事進行において提案説明の前に非公開の決定をお願いします。

○程野教育長 日程第4「報告第19号、芽室町奨学金貸付の件」については、芽室町教育委員会会議規則、第12条第1号に規定する公開することにより、個人の権利を侵害する恐れのある事項に当たりますので、非公開としたいと思いますよろしいですか。

(「はい」と発する声あり)

○程野教育長 令和6年度全国学力学習状況調査結果の広報紙掲載の件」

日程第6「議案第30号、令和6年度全国学力学習状況調査結果の広報紙掲載の件」については、芽室町教育委員会会議規則、第12条第6号に規定するその他、公開することにより、教育行政の構成または円滑な運営に著しい支障が生じる恐れのある事項に当たりますので、非公開としたいと思いますよろしいですか。

(「はい」と発する声あり)

○程野教育長 以上、2件非公開といたします。

◎日程第3 「報告第18号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」

○程野教育長 日程第3「報告第18号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 1 ページ日程第3「報告第18号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」について、御説明いたします。

学校教育法第19条で認定する具体的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしまして報告いたします。

2 ページを御覧ください。令和6年9月の申請件数は1件で、これを認定したものでございます。

3 ページを御覧ください。3 ページは、令和6年9月1日現在の認定総括表で、申請世帯は114世帯、認定世帯は106世帯であります。認定世帯の内訳では、要保護世帯はありません。準要保護世帯106世帯で、この準要保護世帯の内訳につきましては、経済的困難世帯34世帯、以下記載のとおりであります。

なお、不認定世帯は 6 世帯、認定廃止世帯が 2 世帯となっております。ページ中段以下は、各小中学校別の認定者数、不認定者数で、準要保護認定者につきましては、小学校で 96 名、中学校で 55 名、合計 151 名となっております。

また、右上の表にありますように、認定率は 10.1%となっております。

なお、4 ページ以降は、関係例規の抜粋を添付しておりますので、御参照ください。

以上で報告を終わります。

○程野教育長 本件について質疑はございますか。よろしいですか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について、報告のとおり承認いたします。

◎日程第 4 「報告第 19 号 芽室町奨学金貸付の件」(非公開)

○程野教育長 日程第 4 「報告第 19 号 芽室町奨学金貸付の件」(非公開)について御説明願います。

以下、非公開

◎日程定第 5 「議案第 29 号 教育委員会委員の道内研修実施の件」

○程野教育長 日程第 5 「議案第 29 号、教育委員会委員の道内研修実施の件」説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 11 ページ、日程第 5 「議案第 29 号 教育委員会委員の道内研修実施の件」について御説明いたします。

教育行政の推進及び改善・充実に資することを目的として、教育委員会委員の道内研修を実施しようとするものであります。

教育委員会委員による視察研修につきましては、本町教育を取り巻く環境や課題を踏まえて研修内容を定めて実施してきたところでありまして、新型コロナウイルス感染症の影響から、令和元年度に上土幌町と釧路町を視察して以来、実施を見送ってきたところでありまして。

御承知のように、新型コロナウイルス感染症が昨年 5 月に 5 類感染症に移行したことや、社会環境が変化したことを踏まえて実施を再開しようとするものであります。

12 ページをお開きください。教育委員会委員視察研修(案)となっております。上のほうから説明させていただきます。視察内容につきましては、部活動の地域移行に関する課題及び解決方策、目的につきましては、地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ環境を整備して、少子化の中でも将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保していくために、調査研究しようとするものであります。

視察研修先につきましては、登別市にあります NPO 法人おにスポ、それと、安平町教育委員会、視察先の現在の活動概略につきましては、記載のとおりです。

訪問予定日時や参加者、行程案は資料を御参照ください。

なお、13 ページにも記載しておりますけれども、本町出発前に、中央

公民館に開所しております教育支援センターゆうゆうの見学も予定しておりますので申し添えます。

以上で説明を終わります。

- 程野教育長 本町の教育支援センターゆうゆうの視察をスタートとして、部活動の地域移行を先進的に行っている、違った、登別ですね。登別のおにスポと安平町の教育委員会で説明を受けるということでもあります。

本件について質疑はございますか。

(「なし」と発する声あり)

- 程野教育長 では、参加のほどよろしくお願ひします。実りよい研修にしていきたいと思っております。

本件について、異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

- ◎日程第6「議案第30号 令和6年度全国学力・学習状況調査結果の広報誌掲載の件」(非公開)

- 程野教育長 日程第6「議案第30号 令和6年度全国学力・学習状況調査結果の広報誌掲載の件」(非公開)説明願ひします。

以下、非公開

- ◎日程第7「議案第31号 芽室町奨学金貸付条例規則中一部改正の件」

- 程野教育長 日程第7「議案第31号、芽室町奨学金貸付条例規則中一部改正の件」説明を願ひします。

教育推進課長。

- 坂口教育推進課長 19ページ、日程第7「議案第31号 芽室町奨学金貸付条例規則中一部改正の件」について御説明いたします。

20ページを御覧いただき、下段説明欄にありますように、申請者の負担軽減を図るために、本規則の一部を改正しようとするものであります。

新旧対照表で御説明いたしますので、21ページを御覧ください。21ページ、右側が現行の今の制度です。左側は改正しようとする改正後の案でございます。

第2条の貸付の申請において、現行の第5号、(5)のところでありませけれども、このアンダーラインを引いているところが変えようとする部分になります。(5)のところでありませけれども、保護者である連帯保証人も現行では課税証明書を求めておりますけれども、改正後は、保護者については省略しようとするもの、現行の第6号(6)のところでありませけれども、連帯保証人が町外居住者の場合、戸籍謄本の写しを求めておりますけれども、改正後はこれを省略しようとするもの。

また、第10条の償還の延長または免除の申請において、現行の第2項2と書いてあるところですね、第2項で、償還の免除を申請する際には、課税を証明する書類を求めておりますが、改正後は、これらを省略しようとするものであります。

なお、附則といたしまして、この規則につきましては、公布の日から施行しようとするのであります。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 本件について質疑はございますか。よろしいですか。  
(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、本件について、異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第 8「議案第 32 号 芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例規則中一部改正の件」

○程野教育長 日程第 8「議案第 32 号 芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例規則中一部改正の件」説明を願います。  
生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 22 ページ、日程第 8、議案第 32 号芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件についてであります。  
内容については、23 ページ説明にもございますけれども、年末年始の休業期間を変更しようとするのであります。

次の、議案第 33 号にも触れますが、社会教育施設で役場同様の年末年始期間以外としているのは、ふるさと歴史館、図書館だけでございます。その理由の主なものとして、利用者増につながるというものであります。しかし、令和 4 年度から、2 回ほど年末年始を迎えたところですが、利用人数に特に影響がないこと、役場側の職員と事務員のずれが生じて、事務的にも合理的にいかないところがございましたので、今回、図書館の方と合わせて、年末年始の休館日を変更する提案をしようとするものであります。

施行日は 10 月 1 日からとしているところでございます。

24 ページは、新旧対照表となりますが、説明は省略させていただきます。

以上、説明を終わります。

○程野教育長 本件について質疑はございますか。よろしいですか。  
(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第 9「議案第 33 号 芽室町図書館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件」

○程野教育長 日程第 9「議案第 33 号、芽室町図書館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件」説明を願います。  
生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 25 ページ、日程第 9「議案第 33 号芽室町図書館設置及び管理条例施行規則の一部改正の件」についてでございます。

内容について、26 ページ、下段の説明欄にもございますけれども、図書館休館日の変更と視聴覚資料の貸出点数の変更等を含めた関係様式等の変更をしようとするものでございます。

新旧対象表で説明いたしますので、27 ページを見ていただければと思います。

まず、第 3 条の第 2 号中の年末年始の休館日を 12 月 31 日から翌年の

1月5日までを12月29日から翌年1月2日に改めようとするのでございます。

次に、第10条のところ、貸出期間及び冊数についてでありますけれども、第2項、視聴覚資料の貸出期間を1週間以内から2週間以内に、合わせて貸出冊数を1人2点から3点に改めるものであります。

また、第6号において視聴覚資料の貸出限度の延長期間を1週間から2週間に改め、28ページになりますけれども、第18条、館内視聴、視聴覚場所等の第2項の関係様式の変更をしようとするものでございます。

29ページ以降につきまして、これまで説明した内容につきまして、関係様式を改めるようとするものでございます。

26ページに戻っていただきまして、この規則の施行を10月1日からとするものでございます。

年末年始の休日につきましては、先ほど、ふるさと歴史館でもお話ししましたけれども、ほかの施設と年末年始の取り扱いを変更してから2回ほど年末年始を迎えたところでございますけれども、利用者側からも役場と違うという意見もあったことや事務を進める上でも、役場側と同様のほうが事務も進めやすいということも含め、今回改正で歴史館も含めて、社会教育施設、社会体育施設、施設全般を統一的なものとして、利用者側にも分かりやすくしようとするものでございます。

また、視聴覚資料の貸出期間等の変更については、一般図書との貸出期間との整合を図るためや利便性の向上を図るため、この際と一緒に変更しようとするものでございます。

なお、今回の案件につきましては、本日、図書館協議会というものもございまして、意見を聴取したところでございますけれども、特に意見は出なかったというところでございます。

説明は以上で終わります。

○程野教育長 はい、本件について質疑はございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

今後の日程についてお願いします。

○事務局 今後の日程についてであります。10月の教育委員会会議の定例につきましても、10月28日、月曜日、16時からお願いいたします。

その他については、教育委員会委員の道内研修は先ほどお伝えさせていただきましたとおり、10月10日と11日の日程で行いますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○程野教育長 以上で、第8回教育委員会会議を終了いたします。

お疲れさまでした。

会議録署名 教育長 程野 仁

会議録署名 教育長職務代理者 鳥本 和宏